

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法） に関するパブリックコメント（意見募集）について

- ◇令和5年5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。
- ◇規制開始後は、規制区域内において一定規模以上の盛土等を行う場合に許可や届出が必要になります。
- ◇このたび、①規制区域案及び②許可要件案及び技術基準の見直し案について、その内容をお知らせし、広く県民の皆様にご意見をいただくためパブリックコメント（意見募集）を実施します。

（ 奈良市域の盛土規制法に基づく規制は、奈良市が所管していますので、
今回のパブリックコメントの対象ではありません。 ）

パブリックコメント① 規制区域案について

◇奈良県では、国が作成した基礎調査実施要領（規制区域編）に沿って規制区域の候補区域を抽出しました。

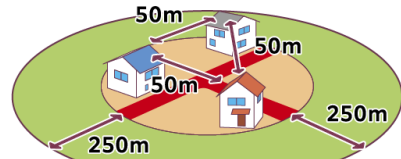
宅地造成等工事規制区域

指定対象

次のいずれかに該当するエリア

- 都市計画区域
- その他開発行為が行われた区域（ゴルフ場・スキー場）
- 集落*の最も端の建築物から端の建築物を繋ぐ道路を集落内道路と設定し、そこから250mの範囲

*集落の定義…3戸以上の建築物が概ね50m以内の距離で連たっている区域



集落内道路

集落から250m範囲のイメージ

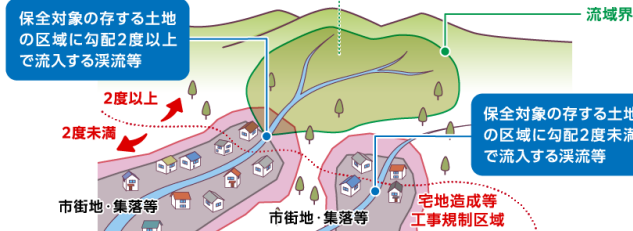
特定盛土等規制区域

指定対象

次のいずれかの該当するエリア

- 保全対象（建築物・道路）の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する溪流の上流域
- 保全対象（集落外の建築物・道路）の存する土地の区域から平地50m、傾斜地250m範囲

保全対象の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する溪流等の上流域

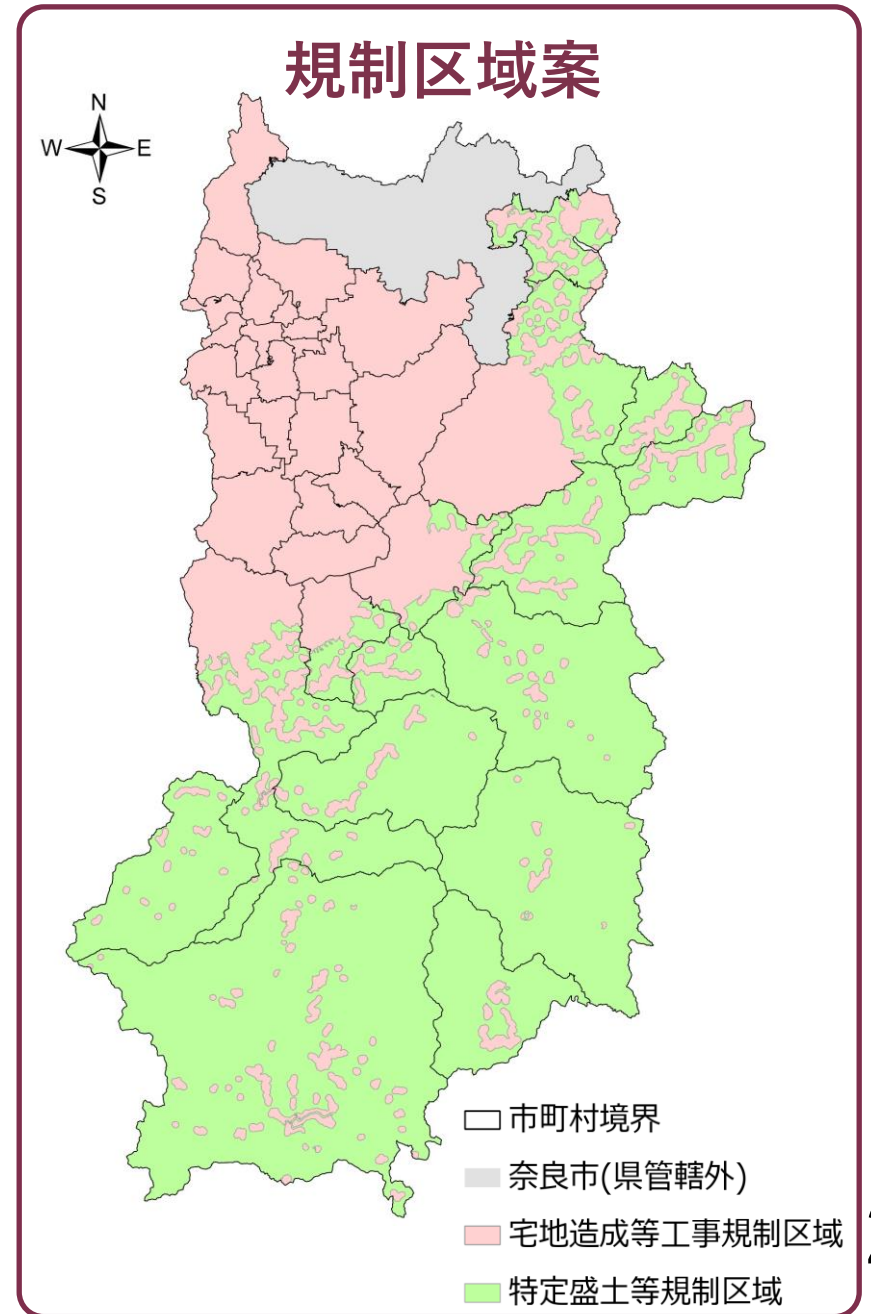


保全対象（建築物・道路）の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する溪流の上流域のイメージ

◇県全域（奈良市域を除く）を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域とする「規制区域の候補区域」は令和6年7月1日からホームページ上で公表しています。

◇その後、候補区域案について市町村長に意見聴取しましたが、候補区域に関して特段の意見はありませんでした。

<規制区域の公示（規制の開始）予定日> 令和7年5月7日



パブリックコメント② 許可要件案及び技術基準の見直し案について

◇盛土等の許可を受けるにあたり適合すべき許可要件・技術基準については、国が定めた全国一律基準がありますが、地域の実情や気候・地理的条件等により全国一律基準では法の目的を達成しづらい場合は、条例や規則等で強化・付加することができます

＜適用予定日＞規制区域の公示日と同日（2記載の降雨強度は、規制区域公示日以降の申請に適用）

【1. 許可要件案】

◇次の①～④については、国が定めた全国一律基準とします。

項目	本県の対応案
①特定盛土等規制区域における許可の対象規模	全国一律基準による（対象規模は参考資料参照）
②中間検査の対象規模及び対象工事	全国一律基準による （対象規模は参考資料参照、対象工事は盛土内排水工）
③定期報告の対象規模及び報告期間	全国一律基準による（対象規模は参考資料参照、3ヶ月毎の報告）
④工事内容を周辺住民に周知する方法	全国一律基準による（説明会、周知ビラ、インターネットによる公表）

【2. 技術基準の見直し案】

◇従前から県で定めている工事の技術基準のうち、降雨強度を見直します。

項目	見直し案	理由
降雨強度	<改訂前（旧宅地造成等規制法）> 7.5 mm/hr <改訂後> 大和川流域：11.6 mm/hr 等	規制区域が中山間地域を含めて拡大されるため、各地域の気候・地理的条件に適用できる基準へと見直すもの 他法令基準との整合を踏まえつつ基準を設定

○許可等が必要となる盛土等の規模

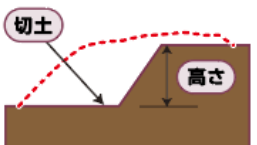
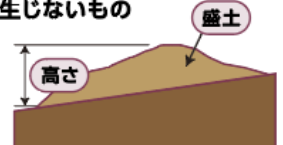
区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	<ul style="list-style-type: none"> ①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く) 	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	<ul style="list-style-type: none"> ①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超 	—	<ul style="list-style-type: none"> ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超 	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	<ul style="list-style-type: none"> ①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く) 	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超 	<ul style="list-style-type: none"> ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超 	—	許可対象すべて	許可対象すべて

○許可等が必要となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

盛土・切土

要件	① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

土砂の仮置き

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの
イメージ図		